

2017. 6. 6 (火)

「人間としての成長の場」としての大学

—重要なリベラル・アーツ教育—

野瀬 正治

はじめに

今回、「大学」ってなんだろう、というテーマを頂きました。大学関係者は皆、自問自答してきたテーマだと思います。私は日頃より、大学は、「新たな知見を創造する場」であると同時に「最先端の知識を有している場」だと思っています。そして、高校など中等教育機関と同様に「人間としての成長の場」であるとも思っています。

今日は、チャペルでの貴重な機会を頂いたので、常々考えているこれら3つの中の1つ、「人間としての成長の場」という視点からお話をさせて頂ければと思います。というのも、最近、大学の役割として、産業に貢献する教育という視点からの話しが実によくなったと感じているからです。それに比べて「人間としての成長の場」といったような人権の視点からの話は少ないと思います。実際、社会において、文科省の中央教育審議会（中教審）の動向も含めて、産業界で役に立つ教育の場としての大学を論じることが多くなったのに気づくのではないのでしょうか。

例えば、今年（2017年）3月に文科省の中教審の考える高等教育の将来像が公表されましたが、そこでは、知識、技能そして産業界に役に立つ実践的教育を重視していま

す。具体的に言えば答申では、「新たな知識・技能を習得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、などが特に重要で・・・」と表現しています。今、述べたフレーズは形を変えてよく聞くフレーズで、教育の投資効果についての話が多く、人権からの話はあまりありません。

人間としての成長に必要な高等教育 （人権の視点）

人権の視点から教育に触れている文書に、「世界人権宣言」そして「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権規約 A 規約）があります。そこでは、高等教育、いわゆる大学についても触れています。

世界人権宣言第26条では、「教育は、人格の完全な発展、人権および基本的自由の尊重を強化することを目的としなければならない」と明記しています。「人格の完成」「人格の尊厳」を教育の重要な目的として宣言しています。そして、国連は、拘束力の無いこの「世界人権宣言」に拘束力を持たせるために、条約化に取り組み、1966年に国際人権規約 A 規約などを採択し、76年に発効させました。日本も批准しているこの国際人権規

約 A 規約の第 13 条 1 項では、「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める」とした上で、「締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する」として、「人格の完成」「人格の尊厳」を教育の目的の一つとして締約国に義務化しています。さらに、高等教育については、次の第 2 項 (C) で、「・・・すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする・・・」と規定し、その実践について同様に加盟国に対し法的拘束力を持たせています。

ここで、まず指摘したいのは、人が教育によって成長することは、生まれながらに差別なく平等に有している権利であり、教育が、人間としての「人格を形成する取り組み」と不可分であるが故に、社会的権利としてその実現を加盟国の義務、としている点です。

すなわち、ここでの 1 点目の指摘は、「人間としての成長、人格の実現に教育が不可欠」であり、それを「人格の完成」「人格の尊厳」と表現し、教育の目的として明確にするとともに、加盟国に高等教育も含めてその実践を課している点です。日本は 1979 年に批准し、ながらく留保していた高等教育についても 2012 年にその留保を撤回しています。

国際的に大学教育は「人格発達の意義」が第一位

さて、冒頭に述べましたが、最近では、産業教育の重要性の話をよく耳にします。例えば、昨今、憲法改正で焔上に乗っている、高等教育の無償化の理由として、教育投資とし

ての重要性の話が大変多いと思います。「人格の完成」や「人格の尊厳」の重要性からの議論はほとんどありません。

ここで、実際に国際的には、大学教育が、どのように認識されているのか、見てみたいと思います。ここに面白いチャート資料があります。

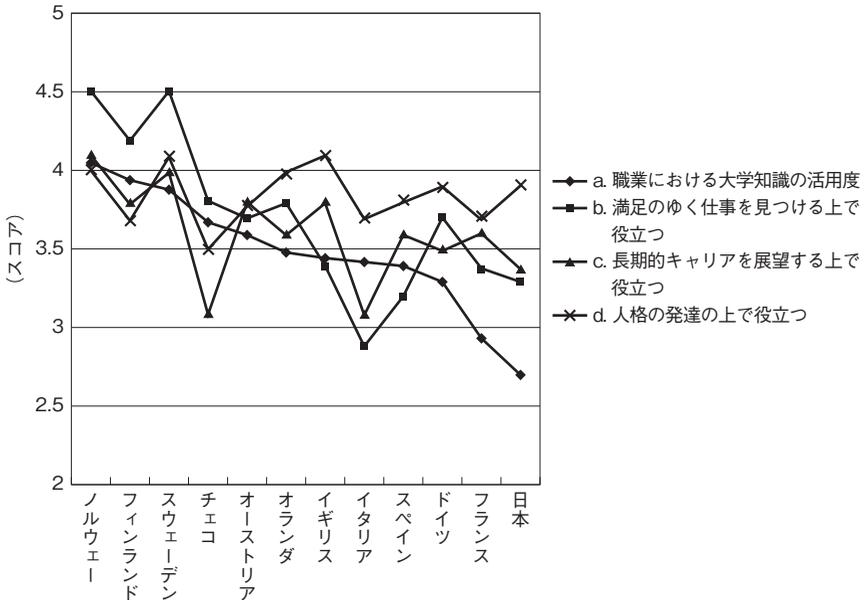
このチャートは、大学教育の「貢献度」の認識を国際比較したものです。大学卒業後 3 年の社会人に対して、4 つの視点から調査し、回答された主観的評価をスコア化して比較しています。1 つは、最近よく耳にする「仕事への大学知識の貢献度：すなわち、職業の実務的意義」です。このチャートでは、ひし形のマークです。2 つ目は「満足できる仕事を見つけるための貢献度：仕事を見る力を養う意義」です。このチャートでは、長方形のマークです。3 つ目は「キャリアを考える上での貢献度：キャリア形成からの意義」です。このチャートでは、三角形のマークです。そして、4 つ目は、今日のテーマでもある「人格発達の上での貢献度：人格発達の意義」です。

比較対象国は、日本も含めて 12 カ国で、向かって左から順番に申し上げると、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、チェコ、オーストリア、オランダ、イギリス、イタリア、スペイン、ドイツ、フランス、そして、日本、です。

結果を見ると、「人格発達の上での貢献度：人格発達の意義」が第 1 位となった国はこれら 12 カ国中 8 カ国で 3 分の 2 もあります。日本も含めて大学教育の意義として、「人格発達の意義」を見出しています。

各国にはそれぞれ、その国の特徴がありますが、たとえば、ドイツのように職業教育と

大学教育の「意義」の国際比較



(資料) 吉本圭一 (2001) 「大学教育と職業への移行」『高等教育研究』No.4.
 JILPT (2001) 『調査研究報告書：日欧の大学と職業』No.143.

高等教育の2本立ての「デュアルシステム」として有名な国や日本のように企業がOJTで職業教育をする国など、それぞれ特徴があります。しかし、このチャートでまず気づく点は、国際的にみて多くの国で大学教育の意義として、「人格発達の意義」が第1位である点です。次に、気づくのは、なぜか、日本はダントツに職業的意義が低い国である点です。最近、職業教育の話をよく聞くのもその反動なのかも分かりませんが、ここで私が指摘したい2つ目の点は、国際的にみれば、大学教育はやはり、「人格発達の意義」が極めて重要であるという点です。デュアルシステムのドイツで、大学教育は「人格発達の意義」が第一位である点は、文科省が産業教育に力を入れている現在、興味があるように思

います。

リベラル・アーツとギリシャ・ローマ時代

さて、ギリシャ・ローマ時代での高等教育を考えるとさらに興味深いことに気づきます。大学にいとリベラル・アーツという言葉をよく聞くとおもいます。そしてその源流が、ギリシャ・ローマ時代であることは、よく知られています。面白いと思うのは、そのリベラル・アーツ (アルテス・リベラレス) とは区別されて、こちらはあまり聞かないのですが、「機械的技術」(アルテス・メカニケー)があり、必ずしも産業教育と対置できないにしても、リベラル・アーツとは区別さ

れた概念がギリシャ・ローマ時代にもあったことは構造的に面白いと思います。最近、日本では、形を変えて、「教養教育」とそれに対する「実務的教育」の2つに関しバランスを欠いた議論がされることがあり問題にもなっています。教育や研究において何を重視するか、あるいは、質的に違う内容をどう位置づけるかは、時代を超えた古くて新しいテーマの様です。そして、どうやら構造的には2つに収斂するようです。ひとつが、今日のテーマでもある「人格形成に関わる教育」で、もう一つは、「投資効果や生産性に関わる教育」ということのようにです。

憲法改正の議論と高等教育無償化

「人格形成に関わる教育」と「投資効果や生産性に関わる教育」との構図は、いろいろな議論において登場します。例えば、今、社会で議論となっている憲法改正問題における「高等教育の無償化」にも登場します。大学の授業料を無償化して高等教育を普及させると産業の生産性が上がる。だから無償化するという考え。この議論と表裏一体で議論されるのが費用負担の議論で、受益者は高等教育を受ける本人だから、その本人が高等教育費をまず負担するのが良い、という考えです。これらはいずれも、人権や社会権からの発想を基礎に持つものではありません。教育は経済的投資の対象である、との発想です。そして、経済的投資の結果は、産業界で効率よくリターンされたり、本人の賃金などを通してリターンされたりする、と考えるようです。

だいぶ前になるのですが、国庫助成拡大を目指すシンポのパネラーとして参加した時、受益者負担論者の主張、すなわち「本人に教

育投資効果のリターンがあるから給付型奨学金の支給は必ずしも必要ではなく、ローン型奨学金を貸し出し受益者本人が返済すれば良い」、という主張に対して、かりに受益者負担論に立っても、日本の学生の投資効率は国際的にみれば低いから、本人責任とするには問題がある、という指摘をしたことがあります。残念ながら、国際的に見れば今も、将来リターンが低い状況は、変わらないようです。

大学の授業料などを家計が負担する割合を国際的にみると、日本はその負担割合が高く、その分、国の負担割合が低いのですが、なぜそのような国になってしまっているかという、高等教育は、社会権および人権と不可分であるという考えではなく、投資としての高等教育（受益者負担主義）に基づいているため、他国ではあたりまえの給付型奨学金制度が長らく日本になかったのもそのためです。やっと、今年（2017年）から量的には僅かですが、創設されたことは、本当に良かったと思います。

今、憲法改正問題と相まって高等教育の無償化が粗上に乗っていますが、議論の中で高等教育無償化の理由の大半は、いわゆる「経済的投資としての教育」です。そして、直面する予算の議論でも、従来からの考え方である受益者負担主義が強く影響しています。これから数年の憲法改正問題を注視していればその実態がよく分かると思います。ここで私が指摘したい3点目は、「人格発達の意義」の重要性を認識せずして、世界人権宣言や国際人権規約 A 規約で目的とされている教育は達成できないだろう、ということです。

実際、先ほど見て頂いた国際調査のチャートで、高等教育において、「人格発達の意義」

が高く評価されていますが、それは、ギリシャ・ローマ時代からの人間が求めてやまない human nature が、時間を超えて国を超えて、受け継がれてチャートにも現れているのだと思います。世界人権宣言や国際人権規約 A 規約などにも人類の経験と意思の表れとして集約されているのだと思います。

結びに代えて

最後に、「人格発達の意義」すなわち「人間としての成長の場」について私の体験に触れて終わりたいと思います。だいぶ前になるのですが、イギリスの行政機関の研究で British Library に資料を探しに行ったときに、図書館の脇の掲示板に、キュリー夫人の言葉、“Nothing in life is to be feared. It is only to be understood.” が掲げてありました。『人生において恐れるべき事は何もない。あるのは理解すべき事だけだ。』とでも訳せますでしょうか。「なるほど」、と思いました。人間はいろいろなことを求めながら成長していると思います。確かに、そこからいろいろなことを学び、理解することにより人間は成長しているのだと思います。

関学図書館の入口には、「真理を知り、真理はあなたたちを自由にする」と壁に刻まれています。真理を理解し真理に近づくことにより人間は成長するからではないでしょうか。まさに大学は、教育を通してその営みの場「人間としての成長の場」としての掛け替えの無い場と思う次第であります。

今日は、貴重なお時間を頂き感謝いたします。

ご清聴、ありがとうございました。

(社会学部教授)

追記

本講話(2017. 6. 6.)の後、研究会(2017. 6. 11.)において、加藤秀次郎第8代院長の論文(1967)「ニューマン大学論に於けるリベラル・エジュケーションに就いて」『文学語学論集』の冒頭に、「学問の諸領域は相互に密接な繋がりをもっている。(中略)、内面的深く結びついて一つの全体をなしているから。(大学論第五講)」が掲げられていることを知った。大学でのリベラル・エジュケーションの重要性を感じた次第である。